

ゆうちょ銀行の相続手続きチェックリスト

手続きの流れ(6ステップ)と相続確認表の記入項目を確かめる | 登録不要・無料・2026年版

■ ゆうちょ銀行の相続手続きの流れ

ゆうちょ銀行「ゆうちょの相続手続き」の6ステップ

終わったら✓、日付はメモ欄へ。相続Web案内サービスかゆうちょ手続きアプリを使う場合は、STEP1のあとSTEP4へ進みます(利用できる条件はゆうちょ銀行の公式ページで確認)。

✓	ステップ	やること(ゆうちょ銀行の案内)	メモ
☐	STEP1 相続のお申し出	ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口か相続コールセンターに、名義人が亡くなったことを申し出る 申し出た口座は停止設定されます	申し出た日:
☐	STEP2 「相続確認表」のご準備	相続確認表に記入する(裏面の「貯金等照会書(相続用)」もあわせて。記号番号不明な貯金があれば、本書の記入・提出は不要です) 公式PDFをA4の白紙に印刷(感熱紙は不可)。窓口にも用意があります	記入した日:
☐	STEP3 「相続確認表」のご提出	ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口へ提出する 時間のかかる手続きは予約したお客さまが優先です	提出した日:
☐	STEP4 必要書類のご準備	届いた「必要書類のご案内」に沿って書類を集める 窓口提出の場合、提出後約1〜2週間で貯金事務センターから郵送	ご案内が届いた日:
☐	STEP5 書類のご提出	必要書類(原本)を貯金窓口へ提出する 戸籍謄本などの返却を希望する場合は申し出ます	提出した日:
☐	STEP6 相続払戻金のお受け取り	通常貯金口座・貯金払戻証書は約1〜2週間、他の金融機関の口座は約3〜4週間 書類の不備や混雑で時間がかかることがあります	受け取った日:

■ 相続確認表の主な記入項目

記入前にそろえておく情報

相続確認表は、亡くなった方とすべての相続人の関係や、ゆうちょ銀行との取引内容を確認するための用紙です。記入例はゆうちょ銀行の「相続確認表の記載例」(PDF)にあります。

✓	記入項目	書く内容の目安
☐	遺言書等の有無	相続人間の紛議・遺言書・遺産分割協議書・調停調書や審判書の有無にレ印
☐	亡くなられた方の情報	亡くなった時点の住所・氏名・生年月日・死亡年月日
☐	お手続きを行う方の情報	代表相続人(貯金等の相続手続きを行う方)の住所・氏名・連絡先
☐	すべての相続人様の情報	配偶者・第1順位〜第3順位の相続人の氏名など
☐	亡くなられた方のゆうちょ銀行の口座情報	通帳等の記号番号(分からないときは貯金等照会書で調査)
☐	相続払戻金のお受取方法	通常貯金口座への入金・他の金融機関口座への振り込み・貯金払戻証書から選ぶ

受け取り方の料金(ゆうちょ銀行の案内)

- ゆうちょ銀行の通常貯金口座への入金: 料金はかかりません。
- 他の金融機関口座への振り込み: 5万円以上は880円、5万円未満は660円(料金を差し引いた金額が振り込まれます)。

メモ(亡くなった方の氏名・代表相続人・手元にある通帳や証書の種類・相談した窓口)

ゆうちょ銀行の相続手続きチェックリスト

遺言書の有無で分かれる必要書類(例)と、書類全体の注意

遺言書がない場合 遺産分割協議書があるときは4も用意

ゆうちょ銀行が「遺言書がない場合にご準備いただく書類(例)」として掲げている書類です。

✓	#	書類(ゆうちょ銀行の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	1	亡くなられた方の婚姻(初婚、未婚の場合は16歳)から死亡までの連続した戸籍謄本 出生時の戸籍謄本は不要(ゆうちょ銀行の案内)	
☐	2	亡くなられた方の預金通帳等	
☐	3	相続人様の印鑑登録証明書	
☐	4	遺産分割協議書(ある場合) 遺産分割協議をした場合だけ	
☐	5	相続払戻金を受け取る相続人様の実印	

遺言書がある場合

ゆうちょ銀行が「遺言書がある場合にご準備いただく書類(例)」として掲げている書類です。

✓	#	書類(ゆうちょ銀行の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	1	亡くなられた方の婚姻(初婚、未婚の場合は16歳)から死亡までの連続した戸籍謄本	
☐	2	亡くなられた方の預金通帳等	
☐	3	遺言書(自筆証書遺言・秘密証書遺言は検認済みのもの) 電磁的記録の公正証書遺言は、公証役場で受け取った書面で提出	
☐	4	相続人様・遺言執行者様の印鑑登録証明書	
☐	5	相続人様・遺言執行者様の実印	
☐	6	遺言執行者選任審判書(遺言執行者が家庭裁判所に選任された場合) 選任された場合だけ	

書類全体の注意(ゆうちょ銀行の案内)

- 必要書類は相続の形態によって異なります。最終的には、ゆうちょ銀行から届く「必要書類のご案内」に従います。
- 法定相続情報一覧図の写し(法務局から交付を受けた認証文付きの原本)は、戸籍謄本等に代えて提出できます。
- 書類は原本を提出します。戸籍謄本などの返却を希望する場合は、提出のときに申し出ます。
- 有効期限が定められている書類もあるので、請求するときに注意します。
- 通帳の記号番号や貯金の有無が分からないときは、窓口で現存調査(貯金の有無の調査・無料)を申し出ます。
- 残高証明書(貯金残高証明書)の発行は1通につき1,100円です(証明する貯金等の種類が異なる場合、それぞれ手数料をお支払いいただきます)。相続手続きを理由とする請求は、通帳等がなくても受け付けられます。
- 代理人が手続きをするときは、代表相続人の委任状(相続手続用)と、代理人の本人確認書類・印章が要ります。
- 払戻証書・振替払出証書・配当金領収証・普通為替証書等も、相続の手続きが必要です。

メモ(「必要書類のご案内」で追加された書類・取り寄せ中の書類)

このチェックリストについて

ゆうちょ銀行の公式ページに掲載された書類の「例」を、遺言書の有無で並べた一般的なチェックリストです。相続の形態によって必要な書類は変わり、ゆうちょ銀行から届く「必要書類のご案内」が正式な案内です。相続人の範囲、遺産の分け方、遺言書の扱いなど個別の判断は、弁護士・司法書士・税理士、手続きの詳細はゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口に確認してください。

出典(2026年10月9日確認):ゆうちょ銀行「ゆうちょの相続手続き」www.jp-bank.japanpost.jp/tetuzuki/souzoku/tzk_szk_flow.html / 「はじめてでも迷わない相続の基礎知識」/ 「相続Web案内サービスのご案内」/ 「相続確認表」(PDF・改正年月日2026.5.7) / 「現存調査(貯金の有無の調査)」/ 「残高証明書の発行」/ 「料金・金利:その他の料金」/ 「委任状について」/ よくあるご質問(相続手続き)

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/souzoku/yucho-souzoku 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
ゆうちょ銀行の公開情報をもとにした一般的なチェックリストです。必要書類は、ゆうちょ銀行から届く「必要書類のご案内」に従ってください。相続人や遺産の分け方など個別の判断は、弁護士・司法書士・税理士に相談してください。